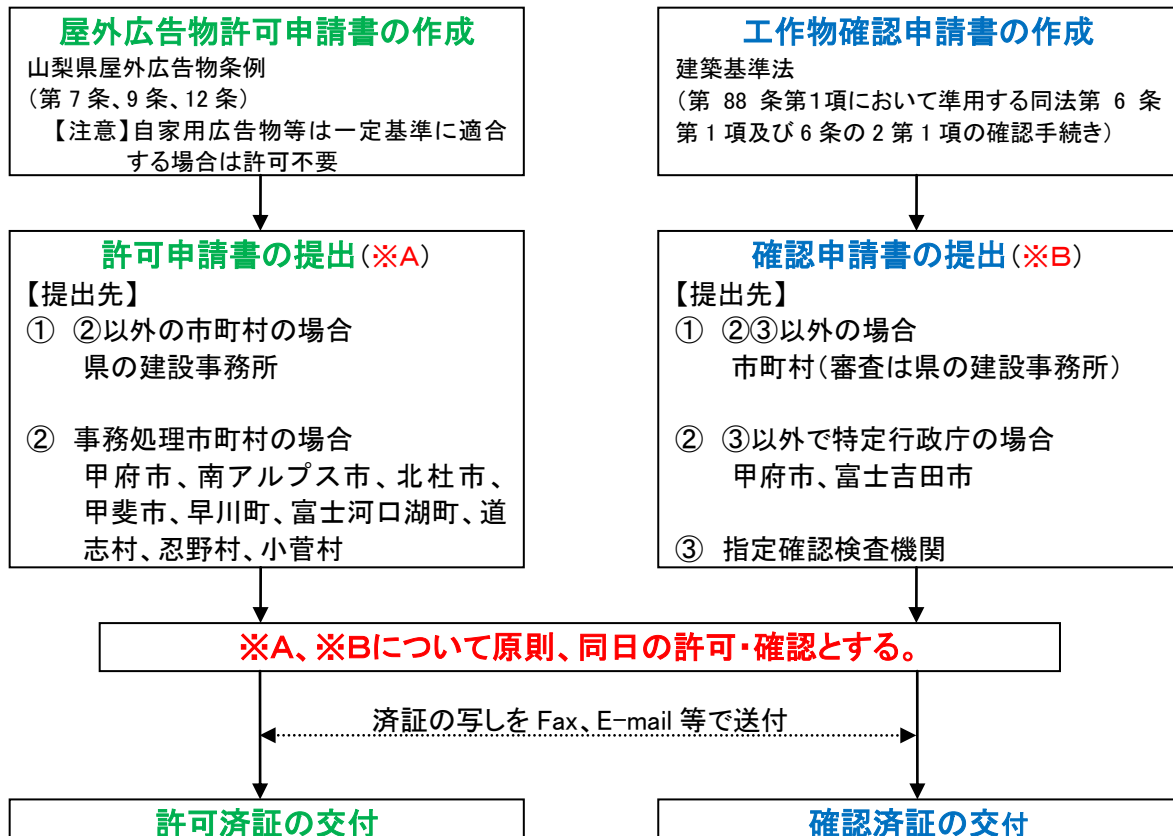


『屋外広告物許可申請』と『工作物確認申請』の調整について (建植広告物の許可の流れ)

高さが4mを超える広告塔等は、山梨県屋外広告物条例による許可申請（申請が不要となる場合を除く）と、建築基準法による工作物の確認申請の両方の申請が必要になります。
なお、関係法令（道路法の占用許可等）についてもご注意ください。



◆問い合わせ先

【屋外広告物許可申請について】

- ・ 中北建設事務所 TEL : 055-224-1677
- ・ 峡東建設事務所 TEL : 0553-20-2717
- ・ 峡南建設事務所 TEL : 055-240-4120
- ・ 富士・東部建設事務所 TEL : 0554-22-7836

次の地域の場合は各市町村へ

- ・ 甲府市 TEL : 055-237-5829
- ・ 北杜市 TEL : 0551-42-1361
- ・ 早川町 TEL : 0556-45-2511
- ・ 道志村 TEL : 0554-52-2114
- ・ 小菅村 TEL : 0428-87-0111
- ・ 南アルプス市 TEL : 055-282-6397
- ・ 甲斐市 TEL : 055-278-1668
- ・ 富士河口湖町 TEL : 0555-72-1976
- ・ 忍野村 TEL : 0555-84-7781

【工作物確認申請について】

- ・ 中北建設事務所 TEL : 055-224-1674
- ・ 峡東建設事務所 TEL : 0553-20-2718
- ・ 峡南建設事務所 TEL : 055-240-4133
- ・ 富士・東部建設事務所 TEL : 0554-22-7817